

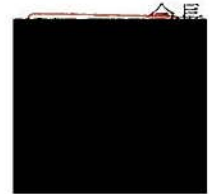
2019 年 6 月 19 日

川崎市健康安全研究所
所長 岡部 信彦殿

貴機関における動物実験の実施体制、および実施状況に関する自己点検自己評価報告書に対する評価結果を報告します。

厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会

施設名： 川崎市健康安全研究所
検証日： 2019 年 6 月 19 日
(現地視察日：2019 年 6 月 14 日)



外部検証委員：◎委員長

坪尚武（国立病院機構千葉東病院）、◎今井俊夫（国立がん研究センター）、牛山 明（国立保健医療科学院）、岡村匡史（国立国際医療研究センター）、小木曾昇（国立長寿医療研究センター）、山海 直（医薬基盤・健康・栄養研究所）、塩谷恭子（国立循環器病研究センター）、高木篤也（国立医薬品食品衛生研究所）、津村秀樹（国立成育医療研究センター）、花木賢一（国立感染症研究所）

アドバイザー：川越匡洋（厚生労働省厚生科学課）

I. 外部評価により、確認できた主な事項

- ・ 実施機関の長（研究所所長）、動物実験責任者、動物実験委員会の責務が明確であった。
- ・ 機関内規程が策定され、適切に運用されていた。
- ・ 実施機関の長により動物実験委員会が設置され、動物実験、実験動物、その他の専門家が任命されていた。
- ・ 動物実験委員会が動物実験計画の審査を行い、機関の長が承認していた。
- ・ 実施機関の長は、動物実験実施者、飼養者および実験動物管理者に必要な教育訓練を実施していた。
- ・ 動物実験委員会は、実験結果および飼養動物数を実施機関の長に適切に報告していた。
- ・ 教育訓練には適切な項目が含まれ、出席者名簿、資料等も適切に保管されていた。
- ・ 機関内規程および自己点検・評価の結果をホームページで公開していた。
- ・ 安全管理に留意すべき動物実験について、その実施体制が定められていた。

- ・ 動物実験施設は、衛生的な管理がなされ、適切に記録が保管されていた。
- ・ 実験動物の飼養保管手順書が定められ、関係者以外が立ち入らない措置がされていた。
- ・ 地震、火災等の災害対応マニュアルが定められていた。

II. 総括：

厚生労働省の基本指針および環境省の実験動物飼養保管基準に従った運営体制が構築され、自己点検評価も適切に実施されていることが確認された。実験動物管理者の責務が明確ではないため、その責務を明確にすることを検討してください。

(以上)